

## 八幡平市インターネット公有財産売却ガイドライン

八幡平市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「八幡平市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

### 誓約書

八幡平市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「八幡平市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

### 誓約書

以下を誓約いたします。

今般、八幡平市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と八幡平市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3 私は、貴庁の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴庁の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 八幡平市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

### 3 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり八幡平市が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）の手続きの一部です。

(2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間八幡平市の実施する入札に参加できなくなる場合があります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や八幡平市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札の前に八幡平市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。

(5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

#### ①参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

#### ②参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、八幡平市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、八幡平市に送付または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

（必要書類）

※動産・自動車の場合：住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本の写し）、印鑑登録証明書（印鑑証明書）の写し各1通

※不動産の場合：住民票（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書

・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書などは1通のみ提出してください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になる場合があります。

### 4 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など八幡平市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

（動産・自動車の場合）

(3) 公有財産が動産、自動車などである場合、八幡平市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現

状有姿で行います。

(4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

（不動産の場合）

(5) 八幡平市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

## 5 個人情報の取扱いについて

公有財産売却の参加者は以下のすべてに同意するものとします。

なお、公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や総合登記簿謄本等の内容と異なる場合は、落札者となっても所有権移転等の権利移転登記を行なうことができません。

(1) 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録等のされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

(2) 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログイン ID に登録されているメールアドレスを八幡平市に開示され、かつ、八幡平市がこれらの情報を八幡平市文書取扱規程（平成 18 年訓令第 1 号）に基づき、5 年間保管すること。

(3) 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を、売却システム上において一定期間公開されること。

(4) 八幡平市が収集した個人情報等を、政令第 167 条の 4 の規定に基づく一般競争入札参加者の資格審査について、関係機関等に対し本ガイドライン第 11 に関する照会等を行なうことを目的に利用すること（政令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含む。）。

## 6 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに八幡平市に提出することが必要です。なお、申込書は八幡平市のホームページより印刷することができます。

申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

## 第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札を行うには、公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付が必要となります。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札に参加することができます。

### 1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システム上で、住民登録等のされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申し込みを行う場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

共同入札をする場合は、売却システム上で共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

### 2 入札保証金の納付について

入札保証金とは、政令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は八幡平市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

入札保証金の納付方法は、売却区分ごとに必要となります。入札保証金は、八幡平市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システム上の物件詳細画面でどの方法が指定されているかご確認ください。なお、入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始 2 開庁日前までに八幡平市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札に参加することができません。

落札者が納付した入札保証金について、落札者が契約を締結した場合、申し出に基づき、政令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。ただし、落札者が契約締結期限までに八幡平市の定める契約を締結しない場合、落札を無効とし、入札保証金は市に帰属します。

#### (1) クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システム上の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。

公有財産売却参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまで、この承諾を取り消すことができないことに同意するものとします。

また、公有財産売却参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却参加申込者の個人情報 を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意する

ものとしします。

VISA・Mastercard・JCB・DinersClub・AMERICANEXPRESS の各クレジットカードが使用できます（当該クレジットカードでもごく一部使用できないものがあります。）。

法人で公有財産売却に参加する場合、法人代表者名で取得したログイン ID で参加申込みを行いますので、当該法人の代表者名義のクレジットカードを使用してください。

共同入札をする場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいい、この登録は1度しか行うことができません。

#### 1 公有財産売却への入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ入札が可能です。

入札は1度しか行うことができず、1度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。

八幡平市は、本ガイドライン第11に規定する要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取扱うことがあります。

#### 2 落札者の決定

入札期間終了後、八幡平市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低入札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

入札期間終了後、落札者には八幡平市からあらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ当該連絡をします。

八幡平市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、八幡平市が落札者による売買代金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、落札を無効とし、入札保証金又は契約保証金は市に帰属します。

当該電子メールに表示されている整理番号は、八幡平市への連絡及び書類提出時等に必要となります。

本ガイドライン第11に規定する要件に該当する者が落札した場合又は入札金額の誤入力等の場合は、落札を無効とすることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転せず、納付された入札保証金又は契約保証金は市に帰属します。

### 3 売却の決定

八幡平市は、入札期間終了後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を締結します。契約締結の際は、八幡平市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印の上、添付書類を添えて八幡平市が設定する契約締結期限までに八幡平市に直接持参又は郵送してください。

売却金額は、落札者が入札した金額（落札金額）とし、売却金額には消費税相当額を含みます。

売却物件が自動車の場合は、売却金額にリサイクル関連料金も含みます。

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合及び本ガイドライン第11に規定する要件に該当する者が落札した場合、売却の決定を無効とし、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金又は契約保証金は市に帰属します。

### 4 売買代金の納付

売買代金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差引いた金額となります。

売買代金は、八幡平市が発行する納入通知書により納付してください。なお、売買代金納付に係る諸費用は、すべて落札者の負担となります。

落札者は、八幡平市が設定する売買代金納付期限までに、八幡平市が納付を確認できるよう売買代金を一括で納付してください。

売買代金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売買代金納付期限までに八幡平市が売買代金の納付を確認できない場合、事前に納付された契約保証金は市に帰属します。

### 5 入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札期間終了後に全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わなかった場合にも、入札保証金の返還は入札期間終了後となります。入札保証金返還方法及び返還に要する時間は次のとおりです。

#### (1) クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行いません。ただし、公有財産売却参加者のクレジットカードの引落しの時期等の関係上、実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

## 第4 せり売り形式で行う公有財産売却の手続き

せり売り形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄への希望落札金額の上限の入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売り形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売り期間を指します。

## 1 公有財産売却への入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ入札が可能であり、入札期間中であれば、複数回入札することが可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。1 度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんのでご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

八幡平市は、本ガイドライン第 11 に規定する要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

## 2 落札者の設定

入札期間終了後、八幡平市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低入札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、売却システム上では、2 人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した入札者を落札者として決定します。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開し、落札者を告知することによって、せり売りの終了を告知します。

入札期間終了後、落札者には八幡平市からあらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にも当該連絡をします。

八幡平市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、八幡平市が落札者による売買代金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、落札を無効とし、入札保証金又は契約保証金は市に帰属します。

当該電子メールに表示されている整理番号は、八幡平市への連絡及び書類提出時等に必要となります。

本ガイドライン第 11 に規定する要件に該当する者が落札した場合又は入札金額の誤入力等の場合は、落札を無効とすることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転せず、納付された入札保証金又は契約保証金は市に帰属します。

## 3 売却の決定

八幡平市は、入札期間終了後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を締結します。契約締結の際は、八幡平市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印の上、添付書類を添えて八幡平市が設定する契約締結期限までに八幡平市に直接持参又は郵送してください。

売却金額は、落札者が入札した金額（落札金額）とし、売却金額には消費税相当額を含みます。

売却物件が自動車の場合は、売却金額にリサイクル関連料金も含みます。

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合及び本ガイドライン第 11 に規定する要件に

該当する者が落札した場合、売却の決定を無効とし、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金又は契約保証金は市に帰属します。

#### 4 売買代金の納付

売買代金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差引いた金額となります。

売買代金は、八幡平市が発行する納入通知書により納付してください。なお、売買代金納付に係る諸費用は、すべて落札者の負担となります。

落札者は、八幡平市が設定する売買代金納付期限までに、八幡平市が納付を確認できるよう売買代金を一括で納付してください。

売買代金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売買代金納付期限までに八幡平市が売買代金の納付を確認できない場合、事前に納付された契約保証金は市に帰属します。

#### 5 入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札期間終了後に全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わなかった場合にも、入札保証金の返還は入札期間終了後となります。入札保証金返還方法及び返還に要する時間は次のとおりです。

##### (1) クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行いません。ただし、公有財産売却参加者のクレジットカードの引落しの時期等の関係上、実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### 第5 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

八幡平市は、入札期間終了後、落札者と契約を締結します。

落札者は、提出を要する各種書類に必要事項を記入・押印の上、添付書類を添えて八幡平市に直接持参又は郵送してください。

売却物件が不動産の場合は、本籍地の市町村が発行する登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙を併せて八幡平市に直接持参又は郵送してください。

八幡平市が売買代金の納付を確認した後、不動産については、落札者の請求に基づいて八幡平市が不動産登記簿謄本上の権利移転のみを行い、自動車については、落札者が自動車登録手続きを行います。

##### 1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、落札者が売買代金の納付を完了した時点で権利移転します。なお、売買代金の納付期限は八幡平市が指定する日となります。

##### 2 権利移転手続きについて

#### (1) 不動産の場合

八幡平市公式ホームページから「所有権移転登記請求書」をダウンロードし、必要事項を記入・押印の上、売買代金納付期限までに八幡平市に提出してください。

共同入札の場合は、共同入札者全員の本籍地の市町村が発行する身分証明書及び共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に八幡平市に対して任意の書式にて申請してください。

所有権移転の登記が完了するまで、八幡平市が売買代金の納付を確認してから4週間程度要することがあります。

#### (2) 自動車の場合

落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該車両を持ち込んでいただく必要があります。

八幡平市において一時抹消登録（軽自動車の場合は一時使用中止）した場合は、自動車検査証の有効期間であっても公道の走行はできません。

譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。

落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所において、遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写しを八幡平市に提出してください。

原則として、所有権が移転した日（落札者が売買代金を納付した日）から30日以内に引渡しを行います。

### 3 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等の八幡平市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

なお、売買代金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

公有財産売却の財産内の動産類やごみ等の撤去等はすべて落札者自身で行うものとし、八幡平市は一切の費用負担等をしません。

財産の引渡しは、現状有姿で行いますので、必ず事前に確認を行ってください。

不動産については、開発等（建築等）にあたって、都市計画法、建築基準法及び条例等の法令により規制がある場合はあるため、事前に関係機関にご確認ください。

自動車については、自動車 NOx・PM 法及び条例等の法令により使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

### 4 引渡し及び権利移転に伴う諸費用について

#### (1) 不動産の場合

権利移転に伴う諸費用（移転登記の登録免許税等）は落札者の負担となります。

所有権移転等の登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙が必要となります。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙は共同入札者の人数分必要となりま

す。

所有権移転登記を行う際に、八幡平市と所管の法務局との間で登記嘱託書等の書類を送付するために郵送料が必要となる場合があります。

物件の引き渡しについては、現状有姿で行います。

## (2) 動産の場合

財産の引渡しは契約書を作成し、売買代金納付後に、売買代金納付時の現状有姿で行うこととし、原則として八幡平市が指定する日時・場所で直接行います。

落札者は、売買代金納付時に財産の引渡しを受けない場合は、八幡平市に対して「保管依頼書」を提出してください。

直接引渡しの際は、落札者の本人確認のため、次に示すものを持参してください。

### ① 本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・旅券等のいずれか

### ② 印鑑

印鑑登録証明書に登録された印鑑

### ③ 八幡平市から落札者に送付された落札通知

電子メールの場合はメール本文を印刷したもの

落札者が法人の場合は、代表個人の①・②が必要です。代理人が財産の引渡しを受ける場合は、落札者と代理人の①～③の他、書面

による「委任状（落札者と代理人双方の住所、氏名、連絡先及び押印が確認できるもの）」を持参してください。

法人従業員が引渡しを受ける場合もその従業員が代理人となり、「委任状」の提出が必要となります。

一度引渡しされた財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

自動車の権利移転に伴う諸費用（自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、自動車税環境性能割及び自動車税等）は、すべて落札者の負担となります。

移転登録等の手数料として、自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙が必要です。

自動車税環境性能割及び自動車税等は落札者が自ら申告、納税してください。

自動車・物品等の配送は、すべて落札者において手配し費用負担してください。

落札された財産の保管費用が必要な場合、売買代金納付後の保管費用は落札者の負担となります。

その他財産の権利移転に伴い費用を要する場合、その費用はすべて落札者の負担となります。

## 第6 注意事項

### 1 売却システムに不具合等が生じた場合の対応

#### (1) 公有財産売却の参加申込期間中

売却システム上に不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

① 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合

② 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

③ 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合

④ 公有財産売却の参加申込受付終了後になされた公有財産売却の参加申込みを取消することができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ① 入札の受付が開始されない場合
- ② 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ③ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ① 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合及びくじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ② せり売り形式において入札期間終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

## 2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。また、公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の特定の物件が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

なお、納入通知書により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度を要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

なお、納入通知書により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度を要することがあります。

## 3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者等（以下「入札者」という。）に損害が発生した場合

公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が発生した場合、八幡平市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。

売却システムの不具合等により、入札者等に損害が発生した場合、八幡平市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。

入札者等の使用する機器及びネットワーク等の不備・不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、八幡平市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者等が使用する機器及びネットワーク等に不備・不調

等が生じたことにより入札者等に損害が発生した場合、八幡平市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。

入札者等が、入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず、公有財産売却の参加申込みができない等の事態が発生したとき、それに起因して入札者等に生じた損害について、八幡平市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。

入札者等の発信又は受信するデータが不正アクセス及び改変等を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となる等の被害を受けた場合、八幡平市はその被害の種類・程度に関わらず責任を負いません。

入札者等が、自身のログイン ID 及びパスワード等を紛失、若しくはログイン ID 及びパスワード等が第三者に漏えいする等して被害を受けた場合、八幡平市はその被害の種類・程度に関わらず責任を負いません。

#### 4 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

#### 5 リンクの制限等

八幡平市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、八幡平市物件一覧のページ以外のページへの直接リンクはできません。また、売却システム上において、八幡平市が公開している情報（文章、写真、図面等）について、八幡平市に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムを公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルス感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

#### 7 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

#### 8 公有財産売却において使用する通貨、言語及び時刻等

公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限り、入札価格等の金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいう。）であるため、不動産登記簿上の表示等と異なる場合があります。

公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 9 本ガイドラインの改正

八幡平市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合は、八幡平市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始する公有財産売却から適用します。

## 10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、八幡平市が掲載したものでない情報については、公有財産売却に関係する情報ではありません。

### 第7 八幡平市議会の議決に付すべき契約について

(1) 予定価格 2,000 万円以上（消費税相当額を含まない。）の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件 5,000 平方メートル以上の者に限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いに該当する物件は、法第96条第1項第8号の規定及び八幡平市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年9月1日条例第52号）第3条の規定により、八幡平市議会の議決に付さなければならない。

(2) (1) の物件を落札した落札者は、八幡平市の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結の上、八幡平市議会の議決を受けなければならない。

(3) 上記(2) 契約は、八幡平市議会の議決を受けた後、当該契約の効力が発生するものとする。

(4) 上記(2) の契約が、八幡平市議会の議決を受けられなかった場合、当該契約は無効となり、落札者はそれに伴う損害について八幡平市に対して賠償等の請求及びその他一切の異議・申立てを行わないものとする。

### 第8 用途の制限

#### 1 用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の用途

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途

#### 2 用途の制限の承継義務等

落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権移転をするときは、上記1の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならないが、当該第三者に対して上記1の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他仕様及び利益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記1の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

上記における当該第三者の前述の義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。